

議案第 1 2 7 号

前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成 1 5 年前橋市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

- (5) 建築基準法第 3 9 条第 1 項の災害危険区域
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
- (7) 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法第 2 条第 1 項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条、第 3 5 条の 2、第 4 2 条第 1 項ただし書又は第 4 3 条第 1 項の規定による許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。